

補助金の見直しについての提言書

平成 30 年 9 月

土浦市補助金等検討委員会

補助金の見直しについての提言書

土浦市補助金等検討委員会規則の規定に基づき，土浦市が交付する補助金について検討したので，その見直しについての基本的な考え方を次のとおり提言いたします。

土浦市長 中 川 清 殿

平成 30 年 9 月 27 日

土浦市補助金等検討委員会

委員長 横 須 賀 徹

副委員長 荒 木 雅 江

委 員 内 田 卓 宏

委 員 古 徳 尚 子

委 員 田 口 長八郎

目 次

| | | |
|------|------------------|-----|
| 1 | はじめに | 3 |
| 2 | 補助金の見直しに当たって | |
| (1) | 平成 24 年度提言の検証 | 4 |
| (2) | 補助金の現状の分析 | 5 |
| 3 | 補助金の見直しの視点 | 8 |
| 4 | 補助金の見直しの方法 | |
| (1) | 見直しのフローチャート | 9 |
| (2) | 補助金の分類及び審査方法 | 9 |
| 5 | 補助金の審査結果 | |
| (1) | 判定について | 1 3 |
| (2) | 審査における意見について | 1 4 |
| 6 | 今後の補助金の在り方について | 1 7 |
| 7 | 終わりに | 2 0 |
| 参考資料 | | |
| | 土浦市補助金等検討委員会審議経過 | 2 2 |
| | 土浦市補助金等検討委員会委員名簿 | 2 3 |
| | 土浦市補助金等検討委員会規則 | 2 4 |

別冊

平成 30 年度補助金審査判定一覧表

1 はじめに

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかに回復しており、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつある。

一方、地方財政においては、人口減少の影響などにより税収の伸びが見込めない中、行政需要は拡大する傾向にあり、依然として厳しい環境にある。市民のニーズに確実に答えていくためには、真に必要な事業を選択し、スクラップアンドビルドを進めることで行財政改革をより一層推進していかねばならない。

本市においては、「土浦市行財政改革大綱」に基づき、平成 13 年度及び平成 24 年度に補助金等検討委員会において補助金等の見直しが検討され、その整理合理化・適正化に向けた提言がなされてきた。

それからさらに 6 年が経過し、この間に本庁舎の土浦駅前への移転をはじめ、消防本部庁舎、市営斎場、図書館施設や市民ギャラリーの整備など、本市発展の礎となる事業の実施を経て、本市の社会経済状況は大きく変わりつつある。

このような中、平成 28 年 3 月には「第 5 次土浦市行財政改革大綱」が策定され、改革の基本方針の一つである「効率的・効果的な行政運営の確立」に向け、事務事業の集約化等を推進するため、改めて補助金等の見直しが位置付けられたところである。

このようなことから、当補助金等検討委員会は、平成 30 年度に予算化されている全補助金 152 件について検討するものとし、委員会の会議を全て公開した上で、個々の補助金についての現状分析をはじめ、その必要性や妥当性について様々な視点から審査し、検証した。

以下、その検討経過と考え方を明記し、当委員会の提言とするものである。

2 補助金の見直しに当たって

(1) 平成 24 年度提言の検証

本市では、平成 13 年度及び平成 24 年度に補助金等検討委員会を開催し、個々の補助金の現状分析をはじめ、あらゆる視点から検討、検証を行い、提言を受けている。

平成 24 年度の補助金等検討委員会（以下「H24 委員会」という。）における検討内容の概要は、次のとおりである。

○対象件数等

- ・平成 24 年度補助金 165 件 1,749,094 千円（一般会計分については、予算額の 3.4%）
- ・うち見直し対象 116 件 728,881 千円（国県補助，新設 3 年未満のもの等を除外）

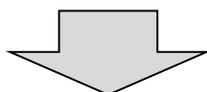
○検討結果・提言

| | | |
|------|-------|------------|
| ・不要 | 10 件 | 2,120 千円 |
| ・要改善 | 60 件 | 237,119 千円 |
| ・継続 | 46 件 | 489,642 千円 |
| 計 | 116 件 | 728,881 千円 |

提言を受けた 116 件の補助金のうち、平成 30 年度も予算化されているものは、94 件である。この中には、H24 委員会において「不要」と判定されたにもかかわらず存続している補助金 2 件が含まれている。この 2 件が存続している理由については、各々個別の事情による理由や目的が認められるが、これらは平成 13 年度の検討においても「廃止すべき」との判定を受けているものであることから、補助対象事業・経費の内容やその金額について改めて精査し、事業の公益性や補助金支出の妥当性などについて、再度判断する必要があると考えられる。

○平成 24 年度審査対象補助金提言別の平成 30 年度予算状況

| 区 分 | 不要 | | 要改善 | | 継続 | | 計 | |
|--------|------|----------|------|------------|------|------------|-------|------------|
| H24 年度 | 10 件 | 2,120 千円 | 60 件 | 237,119 千円 | 46 件 | 489,642 千円 | 116 件 | 728,881 千円 |



| | | | | | | | | |
|--------|-----|--------|------|------------|------|------------|------|------------|
| H30 年度 | 2 件 | 200 千円 | 49 件 | 199,487 千円 | 43 件 | 546,759 千円 | 94 件 | 746,446 千円 |
| 廃止 | 8 件 | — | 11 件 | — | 3 件 | — | 22 件 | — |

(2) 補助金の現状の分析

ア 補助金予算額の推移

平成 24 年度からの補助金予算額の推移は下表のとおりであり、予算規模に対する構成割合は 2.7%から 4.6%の間となっている。平成 26 年度から平成 29 年度については、全額が国費で賄われる臨時福祉給付金や、特別交付税措置がある公的医療機関運営支援補助金を計上したため高い割合となっているが、これらを除いた通常ベースでは 2.7%から 3.0%である。

平成 30 年度は、景気回復による影響も見られるものの、たばこ税や固定資産税の減により市税収入が落ち込む中、持続可能な財政運営を確立することを課題として、経常経費の徹底した見直しと削減に取り組み、将来を見据えた予算編成を行っている。

【一般会計当初予算額の変遷】

| 年度 | 一般会計予算額 | 補助金予算額, 構成比 | | | 備考 |
|----------|---------------|-------------|--------------|------|----------------------------------|
| | | 件数 | 千円 | % | |
| 平成 24 年度 | 48,888,000 千円 | 157 件 | 1,684,826 千円 | 3.4% | 補助金検討年度 |
| 平成 25 年度 | 52,410,000 千円 | 148 件 | 1,408,796 千円 | 2.7% | |
| 平成 26 年度 | 57,270,000 千円 | 158 件 | 2,527,149 千円 | 4.4% | 臨時福祉給付 350 百万円 公的医療機関 437 百万円 |
| 平成 27 年度 | 59,290,000 千円 | 154 件 | 2,295,248 千円 | 3.9% | 臨時福祉給付 155 百万円 公的医療機関 437 百万円 |
| 平成 28 年度 | 57,480,000 千円 | 153 件 | 2,634,223 千円 | 4.6% | 臨時福祉給付 563 百万円 公的医療機関 465 百万円 |
| 平成 29 年度 | 53,810,000 千円 | 148 件 | 1,997,204 千円 | 3.7% | 臨時福祉給付 377 百万円 公的医療機関 167 百万円 |
| 平成 30 年度 | 51,080,000 千円 | 143 件 | 1,565,178 千円 | 3.1% | 公的医療機関 167 百万円 |

【特別会計の平成 30 年度補助金当初予算額】

| 会計 | 予算額 | 補助金予算額, 構成比 | | | 備考 |
|---------|---------------|-------------|-----------|------|--------------|
| | | 件数 | 千円 | % | |
| 国民健康保険 | 15,834,331 千円 | 4 件 | 78,387 千円 | 0.5% | 人間ドック検診等補助 |
| 後期高齢者医療 | 1,657,824 千円 | 2 件 | 12,600 千円 | 0.8% | 人間ドック検診等補助 |
| 介護保険 | 11,238,934 千円 | 1 件 | 44,264 千円 | 0.4% | 生きがい対応デイサービス |
| 下水道事業 | 4,812,538 千円 | 2 件 | 1,250 千円 | 0.1% | 下水道接続事業等補助 |

平成 30 年度当初予算 補助金 計 152 件 1,701,679 千円

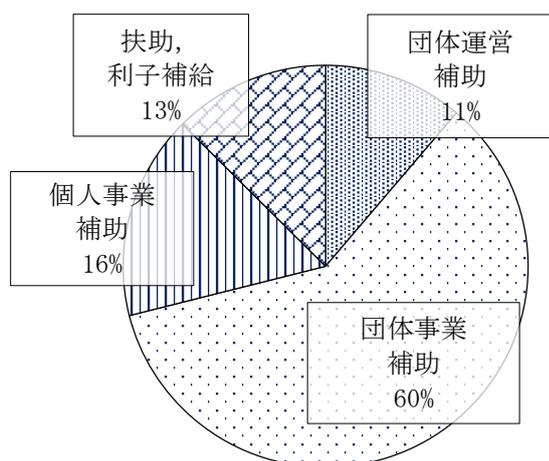
※ 件数は補助金の種類数であり、交付対象者別件数は 1,500 件以上となる見込みである。

イ 補助金の性質別，H24 委員会提言別件数，平成 30 年度当初予算額

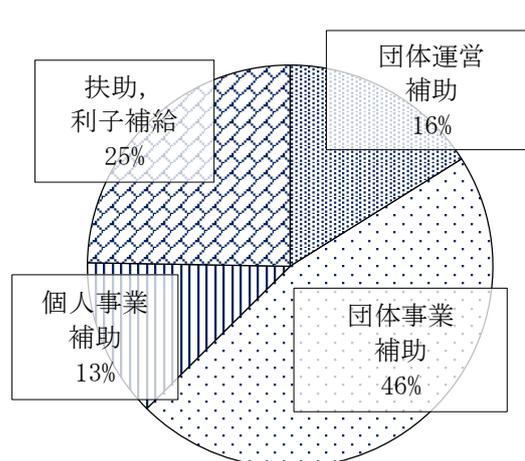
単位：件，千円

| 分類 | 不要 | | 要改善，継続 | | その他 | | 合計 | |
|---------|----|-----|--------|---------|-----|---------|-----|-----------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 団体運営補助 | | | 14 | 30,648 | 3 | 242,511 | 17 | 273,159 |
| 団体事業補助 | 2 | 200 | 62 | 427,930 | 27 | 362,206 | 91 | 790,336 |
| 個人事業補助 | | | 9 | 119,039 | 16 | 98,505 | 25 | 217,544 |
| 扶助，利子補給 | | | 7 | 168,629 | 12 | 252,011 | 19 | 420,640 |
| 計 | 2 | 200 | 92 | 746,246 | 58 | 955,233 | 152 | 1,701,679 |

件数別割合



金額別割合



平成 30 年度に予算化された補助金を「団体運営補助」「団体事業補助」「個人事業補助」「扶助，利子補給」の 4 区分に分類すると，件数別では団体事業補助が全体の 60%を占めており，運営補助も含めた団体補助の合計では 70%を超えている。

一方，金額別の割合を見ると，団体事業補助の割合が 46%と件数に比して低くなっているのに対し，扶助，利子補給では 25%と高くなっている。その要因として，団体事業補助では，100 万円未満の比較的少額なものが全体の 3 分の 1 強を占めており，1 件あたりの金額が小さくなっている。また，扶助，利子補給では，私立幼稚園就園奨励費補助金 (99,851 千円) や自治振興金融保証料補給金 (67,000 千円) など，複数の対象者が想定される補助金を各 1 件として数えているため，1 件あたりの金額が大きくなっている。

ウ 決算額の推移

本市の歳出決算額及び補助金に係る決算額（支出額）の推移は、次のとおりである。

平成 26 年度は、補正予算で土浦協同病院移転新築補助金（1,500,000 千円）を計上したため、決算額が当初予算額を大幅に上回っている。

さらに、平成 26 年度以降、土浦協同病院に対する公的医療機関運営支援補助金（平成 26 年度 408,994 千円）、国費を財源とする臨時福祉給付金（平成 26 年度 448,600 千円）を計上したことにより、平成 25 年度までと比較すると補助金の決算額、構成比ともに増大している。

なお、公的医療機関運営支援補助金については、特別交付税の措置率変更に伴い、平成 28 年度以降は補助額を 166,666 千円に減額しており、臨時福祉給付金については、国の制度終了により、平成 29 年度までで支給を終了している。

【一般会計歳出決算額の変遷】

| 年度 | 歳出決算額 | 補助金決算額，構成比 | | 備考 |
|----------|---------------|--------------|------|-------------------|
| 平成 24 年度 | 49,747,209 千円 | 1,426,902 千円 | 2.9% | 補助金検討年度 |
| 平成 25 年度 | 53,609,774 千円 | 1,352,519 千円 | 2.5% | |
| 平成 26 年度 | 54,872,556 千円 | 4,029,412 千円 | 7.3% | 協同病院移転 1,500 百万円等 |
| 平成 27 年度 | 61,420,185 千円 | 2,110,883 千円 | 3.4% | 公的医療機関 413 百万円等 |
| 平成 28 年度 | 56,363,797 千円 | 1,993,578 千円 | 3.5% | 臨時福祉給付 450 百万円等 |
| 平成 29 年度 | 58,010,161 千円 | 2,017,151 千円 | 3.5% | 臨時福祉給付 344 百万円等 |

【特別会計の平成 29 年度補助金決算額】

| 年度 | 歳出決算額 | 補助金決算額，構成比 | | 備考 |
|---------|---------------|------------|------|------------|
| 国民健康保険 | 17,755,137 千円 | 61,526 千円 | 0.3% | 人間ドック検診等補助 |
| 後期高齢者医療 | 1,577,243 千円 | 10,942 千円 | 0.7% | 人間ドック検診等補助 |
| 下水道事業 | 4,768,754 千円 | 766 千円 | 0.0% | 下水道接続事業等補助 |

3 補助金の見直しの視点

今回の補助金の見直しに当たっては、主に次のような視点から、補助金を区分し、検討することとした。

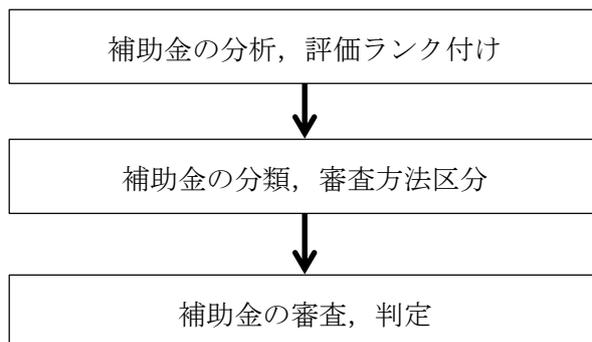
| | |
|-------------|---|
| H24 委員会検討結果 | 平成 24 年度検討結果がどのように反映されているか、特に不要の提言にもかかわらず存続している理由等の検証 |
| 補助金の性質 | 団体の運営補助や事業補助を中心とした補助の妥当性の検証 |
| 補助率の態様 | 団体の公益性、補助の必要性の視点から、団体の活動と補助金の役割、自己負担があるべきものとその割合の検証 |
| 繰越額 | 予算規模や補助金額と比して多額の繰越金が恒常的に生じているものの検証 |
| 経費の内容 | 公金である補助金の対象として、飲食費、慶弔費、旅費のうち、私的支出としての性格が強いものが含まれているかの検証 |
| 長期間補助 | 長期間に及ぶ補助制度が、時々のニーズに合ったものであるか、目的、達成度、制度見直しの必要性の検証 |
| 補助金の額 | 経済的効果、影響の検証 |

4 補助金の見直しの方法

(1) 見直しのフローチャート

今回の補助金の見直しに当たっては、平成30年度に予算化されている全補助金152件について、限られた時間の中で効率的な検討を行うため、できるだけ多くの補助金の実態を踏まえるべく、補助金を外形的特徴に応じた分類をした上で、個々の補助金の実態を審査した。

○見直し作業の流れ



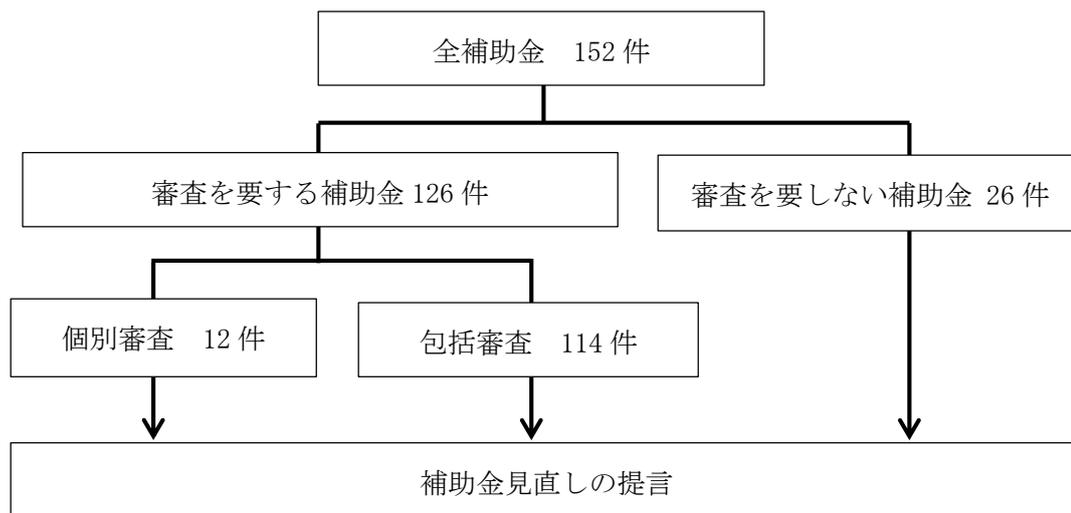
(2) 補助金の分類及び審査方法

ア 補助金の分類

平成30年度の全補助金（152件）を検討の対象とし、効率的な検討を進めるため、担当各課が作成した補助金評価シート等に基づき、審査区分基準を設け、次のように分類した。

| 審査区分 | | 内 容 | 件数 |
|-----------|------|---------------------------|-----|
| 審査を要するもの | 個別審査 | 事業仕分け方式で担当課ヒアリングを行い、評価する。 | 12 |
| | 包括審査 | 書類審査の上、判定基準により包括的に評価する。 | 114 |
| 審査を要しないもの | | 別記イによる。 | 26 |
| 計 | | | 152 |

○分類・審査の流れ



イ 審査を要しない補助金の理由別件数

次に掲げる区分に該当する補助金 26 件については、見直しに当たっての検討はするが、市の裁量で改善できないもの、改善等の効果を期待しないものや当委員会の審査になじまないものであるため、具体の審査を要しないものとした。

| 区 分 | 理 由 | 件数 |
|---|--|----|
| 国・県の制度であり、市の裁量の余地のない補助金（いわゆるトンネル補助など） | 国・県の定めた要綱に従い、国・県支出金を財源として市が交付するため、市は補助金制度の改善ができない。 | 15 |
| 廃止が決定しているもの、平成 30 年度限り制度化した補助金 | 新年度予算への反映が不要である。 | 2 |
| 政策目的で創設され 3 年を経過していない比較的新しい補助金（平成 28 年度以降のもの） | 成果がまだ不十分と思われ、正確な評価判定が困難である。 | 7 |
| 産業文化事業団，社会福祉協議会の人件費を中心とした補助金 | 外郭団体の在り方や経営そのものの検証が必要となり、補助金審査の範囲を超える。 | 2 |
| 合 計 | | 26 |

ウ 審査を要する補助金の審査方法の区分

審査を要する補助金 126 件は、補助金の性質、補助対象経費の内容、補助率、繰越額などの審査区分基準により、審査の必要度のランク付け及びグループ分けをした上で、平成 30 年度の補助金等検討委員会で審査の必要性和高いと判断したものを個別に審査し、その他についてはグループごとに包括的な審査を実施した。

エ 審査区分基準の評点

前記によるランク付けをするため、機械的に次のような評価を行い、高い点数のものほど改善すべき要因が多いものとし、その評価点数、関連事項その他の要素を考慮し、個別審査候補とした。

○評価項目別評点

| 評価項目 | 個別審査の必要度 | | | | | |
|------------------|-----------------------|-------------|------------------------|-----------|----------------------|------------|
| | 高い ← | | | → 低い | | |
| H24 検討結果 | 廃止 4 | 削減 2 | H24 以降の新規 1 | | 審査対象外 1 | 継続 0 |
| 補助金の性質 | 団体運営 4 | 団体事業 3 | 施策補完型 3 | 個人事業 1 | 利子補給 0 | 扶助 0 |
| 補助率の類型 | 10/10 4 | 定額上限設定 3 | 1/2 超 2 | 予算 1 | 1/2 以下 0 | その他の率 0 |
| 補助年数 (開始時期) | 20 年以上 (H11 年以前) 3 | | 10～19 年 (H12～H21) 1 | | 10 年未満 (H22 以降) 0 | |
| 補助金の額 (1 件単価) | 50 万円を超える補助 2 | | 25 超～50 万円以下の補助 1 | | 25 万円以下の補助 0 | |
| 繰越額 | 補助金額の 50% 超 3 | | 補助金額の 10～50% 1 | | 補助金額の 10% 未満 0 | |

○審査区分基準評点による審査対象補助金の点数分布

| 点数 | 団体運営 | 団体事業 | 個人事業 | 扶助, 利子補給 | 計 |
|---------|------|------|------|----------|-----|
| 20～16 点 | | | | | |
| 15 点 | 3 | 1 | | | 4 |
| 14 | | 3 | | | 3 |
| 13 | 6 | 13 | | | 19 |
| 12 | 2 | 7 | | | 9 |
| 11 | | 13 | | | 13 |
| 10 点以下 | 4 | 42 | 19 | 13 | 78 |
| 計 | 15 | 79 | 19 | 13 | 126 |

この結果、評点の高いものを中心とし、その他関連する補助金を合同審査することも含め、次のように 12 件の個別審査対象補助金を選別した。

| | | |
|------|---|-----|
| 一般審査 | 補助事業の内容、制度の妥当性の検証 | 8 件 |
| 合同審査 | 市立小・中学校の各種大会参加補助、音楽鑑賞等補助各 2 件に係る補助事業の内容、制度の妥当性の検証 | 4 件 |

オ 補助金のグループ分け

個別審査以外の補助金 114 件は、補助金評価シートの情報等により、その性質や内容、金額や補助率など、比較検討しやすいようになるべく類似の補助金同士でグループ分けし、グループごとに包括的に判定することを基本とした。

グループ数は、結果として下表のとおり 10 のグループに分類した。

○グループ別分類表

| 性 質 | 区 分 | 補助率, その他 | 審査対 象件数 | グルー プ名 |
|----------------|-----------------|------------------------|------------|-----------|
| 団体運営補助 15 件 | H24 年「不要」とされたもの | 定額, 定率, 予算で定める額 | 0 | A |
| | その他 | 定額, 定率, 予算で定める額 | 15 | B |
| 団体事業補助 67 件 | 主に地区が行うもの | 定額, 定率, 予算で定める額 | 14 | C |
| | 主にイベント事業補助 | 定額, 定率, 予算で定める額 | 16 | D |
| | 補助率の高いもの | 2 分の 1 超 | 13 | E |
| | 補助金が高額のもの | 補助率 2 分の 1 以下, 50 万円超 | 11 | F |
| | 補助率の低いもの | 補助率 2 分の 1 以下, 50 万円以下 | 13 | G |
| 団体補助 (補完型) | 市施策補完型事業補助 | 定額, 定率, 予算で定める額 | 2 | H |
| 個人的事業 | 一般市民等への補助 | 定額, 定率, 予算で定める額 | 18 | I |
| 扶助, 利子補給 | 扶助的補助, 利子補給 | 定額, 定率, 予算で定める額 | 12 | J |
| 計 | | | 114 | |

5 補助金の審査結果

審査対象補助金 126 件について、前記のとおり区分し、審査を行った。

各補助金の判定結果及び審査において寄せられた意見については、これを十分に尊重し、平成 31 年度以降の補助金の予算編成に反映されたい。

(1) 判定について

審査における判定については、おおむね次の基準により、各委員の判定をもとに原則として多数意見を採用し、委員会の判定とした。

なお、H24 委員会で包括審査により「不要」との提言を受けた 2 件については、平成 13 年度の検討でも「廃止すべき」との判定を受けているもので、今回は個別に審査を行ったところであるが、このうち 1 件については継続すべき理由が見出せず、改めて「不要」と判断したものである。

ア 判定区分別件数

| 区 分 | 基準 (例) | 件数 |
|--------------------|--|-----|
| 不 要 (廃止すべき補助金) | <ul style="list-style-type: none">・ 補助の目的を達成しており、交付する理由がないもの・ 社会経済情勢の変化等により、補助の目的がそぐわないもの・ 補助金交付の効果が期待できないもの | 10 |
| 要改善 (見直しすべき補助金) | <ul style="list-style-type: none">・ 補助金交付の目的・効果が不明確なもの・ 高額、高率の補助で減額すべきもの・ 補助目的から終期を明確化すべきもの・ 類似のものと整理統合すべきもの・ 補助以外の方法で制度を改めるべきもの | 61 |
| 継 続 (現行どおり) | <ul style="list-style-type: none">・ 現行制度に問題がないもの | 55 |
| 合 計 | | 126 |
| 審査除外 | | 26 |

イ 補助金の分類別判定状況

(単位：件，千円)

| 分類 | 不要 | | 要改善 | | 継続 | | 合計 | | 審査除外 | |
|------------|----|---------|-----|---------|----|---------|-----|-----------|------|---------|
| | 件数 | H30 予算額 | 件数 | H30 予算額 | 件数 | H30 予算額 | 件数 | H30 予算額 | 件数 | H30 予算額 |
| 団体運営補助 | 3 | 440 | 9 | 7,839 | 3 | 22,469 | 15 | 30,748 | 2 | 242,411 |
| 団体事業補助 | 7 | 2,870 | 51 | 355,382 | 21 | 291,521 | 79 | 649,773 | 12 | 140,563 |
| 個人事業補助 | | | 1 | 10,000 | 18 | 165,631 | 19 | 175,631 | 6 | 41,913 |
| 扶助的補助，利子補給 | | | | | 13 | 251,280 | 13 | 251,280 | 6 | 169,360 |
| 計 | 10 | 3,310 | 61 | 373,221 | 55 | 730,901 | 126 | 1,107,432 | 26 | 594,247 |

ウ 各補助金の審査結果 別冊「平成30年度補助金審査判定一覧表」のとおり。

(2) 審査における意見について

審査における委員の意見を集約すると、大要は次のとおりである。

| 項目 | 主な意見 |
|-----------|---|
| 補助対象者について | <ul style="list-style-type: none"> ・同様な団体が複数存在し，団体ごとに類似の補助金を支出している場合もあれば，補助金を支出していない場合もあることから，補助金の整理統合を検討すべきである。 ・機能しているのか疑問に思われる団体への補助が継続されている。 ・団体補助の中には，市の補助金に頼らず，自助努力によるべきものがある。また，補助金がなくても事業継続が可能と思われるものもある。 ・交付実績がなく，需要がないと考えられる補助金は廃止すべきである。 ・一部の対象者のみが恩恵を受けられるような補助金があり，公金の使途としては疑問を感じる。 ・市民等への周知が不十分とみられる補助金がある。 |

| 項 目 | 主な意見 |
|--------------|---|
| 目的等について | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的や内容が具体的でないものや、マンネリ化しているものがある。 ・ 社会経済情勢の変化により、補助の目的が失われたものや、既に達成されたとみられるものがある。 ・ 数年程度で目的を達成することが可能とみられるものについては、補助の終期を設定すべきである。 |
| 補助対象経費について | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金ではなく、市の直接経費に組み替えて執行できるものがある。 ・ 対象事業が目的に沿った内容となっているか、その効果も含めて検証すべきである。 ・ 補助金を毎年度清算していない場合があり、経費の内容を精査するべきである。 ・ 補助金と会費等の使途区分が見えないため、明確にするべきである。 ・ 飲食費の割合が高いものがあり、見直すべきである。 ・ 収入のほとんどを補助金に頼っているような団体では、総会などの一般管理費用が実質的に補助金で賄われており、見直すべきである。 |
| 補助額, 補助率について | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率が高いものについては、交付対象者にも一定の負担を求め、補助率を引き下げるべきである。 ・ 団体補助において、会員数が減少傾向であるにも関わらず補助額が一定のままとなっているものについては、経費を検証し、減額するべきである。 ・ 重要度が高まっているものについては、補助金の増額や対象経費の拡大も検討するべきである。 |
| 補助金の審査全般について | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査で使用した資料について、一部に補助事業や経費の内容等が不明であるものが見受けられた。 ・ 下部組織へ補助金を配分している場合で、下部組織の目的や活動内容、経費の内容が不明であるものが見受けられた。 |

| 項 目 | 主な意見 |
|-----|--|
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・多額の繰越金や補助金以外の収入があるものについては、補助金の役割は終了したものと考えられる。 ・将来負担比率など、市の財政状況も踏まえて補助金の減額等を検討すべきである。 ・教育関係の補助金については、将来土浦市に帰ってくる投資であることを意識すべきである。 ・イベント事業補助等の補助金については、総合計画の理念のひとつである、人、物、金、情報といった資源を活用するものであり、クラウドファンディング等による自助努力や独立採算制を望む。また、中心市街地をしっかりと盛り上げることを期待する。 |

6 今後の補助金の在り方について

補助金の在り方については、H24 委員会においても示されており、前記審査を実施する中で、一定の改善が見られたところである。一方で、補助金制度の問題点や課題がそのまま残り、未だ改善が進まないものもあったことから、当委員会の意見は、社会状況の変化等も踏まえ、H24 委員会意見の一部を修正し、次のとおりとする。

(1) 補助金交付基準の明確化、統一的な基準の作成

補助金の交付にあたっては、目的を明確にし、補助事業者のどの事業、どの経費に対して補助をするのか、具体的に定めるべきである。さらに、当該経費への補助を行うことで本当に目的が達成できるのか、内容をよく確認すべきである。

団体の組織運営に係る経費の補助（団体運営補助）については、補助金の目的は、団体が存続するためではなく、団体の事業活動が公益性を有するために補助を行うのであるから、補助金の対象を明確化し、運営費から事業費に対する補助へ切り替えるべきである。

なお、今回の審議では、個々の補助金について検討を行うにとどまったが、将来的には、今後さらに財政状況がひっ迫した場合においても、市としてなお存続させなくてはならない補助金を選定することを想定して、個々の補助金をゼロベースで見直し、かつ優先順位を定めることが可能となるよう、客観的な視点での補助金交付の指針となる統一的な基準を設けることも検討すべきである。

(2) 補助金対象経費の明確化

補助金の原資が税金であることを再認識し、団体補助における飲食費や視察研修旅費のうち私人的性格が強いものの他、慶弔費、団体の一般管理費的な経費は、補助対象経費から除外すべきである。補助団体においては、これらの除外すべき経費に補助金を充当していないことを明示できるよう、補助対象経費とそれ以外の経理区分を必ず明確化すること。

また、団体の下部組織に補助金を配分している事例があるが、下部組織における補助金の用途を把握できていない事例があるため、適切に管理するよう改善を求める。

交付者である市も、補助金の対象経費や効果等について、説明責任者としての認識を持ち、明確な説明が可能となるよう努められたい。

(3) 市の目指すべき政策との整合

保育の充実等の少子化対策や、中心市街地活性化、防災等の各分野における補助金については、社会経済情勢の変化に応じて、ここ数年の間に新設されたものが多くなっているが、これらは市の総合計画に位置付けられた政策的な補助金であるとの認識の下、定期的に効果の検証を行い、

市全体で目指すべき政策と整合するよう努められたい。

(4) 補助金対象事業等の見直し、協働等による充実

長期間にわたって存続する補助金については、創設当時とは社会背景等が異なり、補助金を交付する理由が薄れたり、失われたと思われるものもある。これまでの補助による効果等の検証を行い、市民が求めるニーズを的確に捉え、廃止を含めた見直しを検討すべきである。

なお、団体補助においては、市が実質的に団体の事務局となっているものが複数存在しているが、団体との関係性が固定化し、補助金の見直しを困難にさせる要因となっていることから、間に第三者を介在させるなど、団体との関わりを見直すことが必要である。

また、補助金行政は、市民との協働を推進する手段として、最適なものと位置づけることができるものと判断し、「最小の経費で最大の効果」を引き出す効果もあることから、今後も広く市民等からの提案型事業を募り、当該事業に対する補助制度を継続・充実していくことが必要である。

(5) 補助金対象事業等の整理統合

類似の目的を持って活動を行う団体が複数存在している場合で、それぞれに別件の補助金が交付されていたり、特定の団体だけに補助金が交付されていたりする事例が見受けられたが、補助金が重複することによるロスや無駄が懸念されるため、公平性や効率性の観点からも、当該団体とも協議され、補助金の整理統合に努められたい。

また、防災や防犯等の分野においては、補助金のメニューが細分化され、複数存在していることから、内容を精査し、分野毎に柔軟な運用ができるよう、こちらも整理統合に努められたい。

(6) 補助率等の適正化

補助率が10分の10であるもの、定額であるもの、予算で定める額とされているものがあるが、原則として補助対象経費の2分の1以内にするものとするべきである。

補助事業の中には全額補助金を財源とするものがあるが、こうした制度下では、補助金を使い切り、「消化する」意識となり、コスト削減はできない。特に定額補助の場合、事業費の多寡にかかわらず一定額の補助金が交付され、多額の繰越金が生じている事例も見受けられるため、金額の精査を行うか、又は補助率を定め、補助金額の適正化を図るべきである。

(7) 補助金の交付期間または終期の設定

補助金は公益性について常にチェックする必要があることから、交付期間又は終期を設定し、一定の期間（3年程度）ごとに成果等を検証し、改めて交付について判断すべきである。

また、長期間に及ぶ補助金交付は、補助金の既得権化につながるだけでなく、補助金の継続自

体が目的化してしまう場合があることから、好ましいことではなく、交付期間の上限を設定すべきである。

(8) 透明性の確保, 交付にあたっての審査等

補助金の財源は市民の税金であることから、制度の運用に当たっては、常に公益性、公平性、明確性と市民への説明責任が求められ、その制度や運用には透明性が確保されている必要がある。

補助金申請書及び実績報告書など、補助金の一連の手續に係る書類は、補助金制度にとって極めて重要なものであることから、分かりやすい内容で、経理の区分が明確なものであるよう、改善することが必要である。

また、その審査においても、チェック項目や過程が明らかなものである必要があることから、第三者による評価や補助団体に対する監査の実施も検討するなど、より良い補助制度となるよう努められたい。

7 終わりに

人口減少時代となり税収等の伸びが見込めない中であって、国、地方を問わず厳しい財政状況が続いている。一方、市民ニーズはますます増大し、満足度の高い行財政運営を展開していくためには、限られた財源を有効に配分していくことが不可欠である。

このような背景から、補助金等検討委員会は、限られた時間ではあったが、行財政改革の一端を担うべく、補助金の検討を実施したところである。

今回検討の対象とした補助金は、平成 24 年度にも検討されたものが全体の 6 割を占めており、おおむねその提言に沿った改善が見受けられたものの、中には当時とほとんど変わらないものも少なくなかった。一つの補助制度の長期化は、既得権化・形骸化するおそれがあることから、社会経済情勢が目まぐるしく変わり、市民ニーズが多様化する中であっては、常にその時々状況に合わせた改善が求められる。また、限られた財源を最大限に有効に活用するため、常にスクラップアンドビルドを推進していくことが必要である。

こうしたことから、補助金については不断の見直しが必要であり、今回のような見直しが引き続き定期的実施されることを望むものである。その際、次の見直しで用いられる基準(フィルター)の予想、先取りをし、それに適合するような新しい補助金制度を構築することが肝要である。また、この提言がどのように施策に反映されたのか、あるいは反映されなかったのか、明らかにする必要がある。

審査した補助金の中には、先進的で今後の市の施策の中心になると思われるものや市の活性化に大いに寄与しているもの、市民の健康や生活に有意義なものもあるが、補助金についてもあくまで財源は税金であるという視点に立って、内容等の積極的な見直しを行いながら、当委員会の提言を反映し、補助金制度の更なる充実を図ることを望むものである。

参 考 資 料

土浦市補助金等検討委員会審議経過

土浦市補助金等検討委員会委員名簿

土浦市補助金等検討委員会規則

土浦市補助金等検討委員会審議経過

| | |
|------------------|---|
| 平成 30 年 6 月 20 日 | <p>第 1 回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長挨拶 ・ 委員長, 副委員長の選任 ・ 土浦市の補助金等の概要についての事務局からの説明 ・ 補助金等の見直しの考え方とこれまでの経緯についての事務局からの説明 ・ 検討の進め方についての事務局からの説明 ・ スケジュールについての確認 |
| 平成 30 年 7 月 18 日 | <p>第 2 回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回検討委員会での意見とその対応についての事務局からの説明 ・ 検討の進め方についての審議 ・ 個別審査対象の選別についての審議 |
| 平成 30 年 8 月 2 日 | <p>第 3 回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回検討委員会での意見とその対応についての事務局からの説明 ・ 個別審査 (6 件) |
| 平成 30 年 8 月 8 日 | <p>第 4 回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別審査 (6 件) ・ 個別審査結果の検証, 審議 |
| 平成 30 年 9 月 19 日 | <p>第 5 回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回及び第 4 回検討委員会での意見とその対応についての事務局からの説明 ・ 包括審査結果の検証, 審議 ・ 提言書 (案) についての審議 |

土浦市補助金等検討委員会委員名簿

| | 氏 名 | 職 業 等 |
|------|--------|----------------------|
| 委員長 | 横須賀 徹 | 法政大学大学院兼任講師 |
| 副委員長 | 荒木 雅江 | 税理士法人 IBC 事務所代表社員税理士 |
| 委 員 | 内田 卓宏 | 株式会社内田商会代表取締役 |
| 委 員 | 古徳 尚子 | 茨城県弁護士会土浦支部 |
| 委 員 | 田口 長八郎 | 前土浦市地区長連合会会長 |

土浦市補助金等検討委員会規則

平成 12 年 5 月 31 日 規則第 42 号

(設置)

第 1 条 市が交付する補助金等(土浦市補助金等交付規則(平成 13 年土浦市規則第 36 号)第 2 条第 1 項に規定する補助金等をいう。以下同じ。)を検討するため、土浦市補助金等検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に助言するものとする。

- (1) 補助金等についての基本的な考え方に関すること。
- (2) 補助金等の現状及び問題点に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助金等に関し必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、第 2 条の規定による助言がなされたときまでとする。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市長公室財政課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 15 年 3 月 27 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 24 年 5 月 9 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。